

令和7年度 静岡市認定調査員現任研修

修了テスト 解答・解説

問1 要介護認定の基本設計

各基本調査項目の定義にうまく当てはまらないなど判断に迷う際の基本調査の選択として、もっとも適切なのはどれですか。

- 1. 各基本調査項目の定義等に基づき選択する
- × 2. 介護の手間がかかる方、状態が悪い方で選択する
- × 3. 迷った状況を特記事項に記載し、選択は空欄のままにしておく

【解説】判断に迷った場合の対応

申請者の状態は様々であるため、各調査項目の定義にうまく当てはまらない場合もあります。

基本調査はテキストの定義に基づき選択し、必要な情報(判断に迷った状況を含む)は、特記事項に記載します。

問2 評価軸

次のうち、評価軸の解釈に基づいた調査で正しいものはどれですか。

- 1.「能力」で評価を行う基本調査項目は「できる」か「できない」かを中心に調査を行うことが重要である
- × 2.「介助の方法」で評価を行う基本調査項目は、具体的に介助が「行われている-行われていない」かを中心に調査を行い、その介助の適切・不適切について判断してはならない
- × 3.BPSD関連の「有無」で評価を行う基本調査項目は「日常生活上の支障が発生している」か「発生していない」かを中心に調査を行うことが重要である

【解説】 3つの評価軸について

「介助の方法」で評価する基本調査項目について、認定調査員が、「実際に行われている介助が不適切な状況にある」と判断された場合は、単に「できる-できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断します。

また、BPSD関連の「有無」で評価をする基本調査項目は、「行動が発生している」か「発生していない」かに基づいて選択します。

問3 調査にあたってのお願い

次のうち、調査員の役割について誤っているのはどれですか。

- 1. 調査員は、在職中だけでなく退職後も、正当な理由無しに調査に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 2. 個人情報には、調査依頼書や調査時のメモ書きも含まれるため、適切な管理及び破棄が必要である。
- × 3. 調査の際、特定のサービス等の利用の勧奨や審査の結果の見込みを伝えることは、対象者の利益となるため積極的に行うことが望ましい。

【解説】 調査員の役割

調査対象者に特定のサービス等の利用の勧奨や宣伝を行うなどの営利活動を行ってはいけません。また、被保険者等に審査の結果の見込みを伝えることはトラブルに繋がりますので控えるようにお願いします。

意図はなくても、被保険者等にそのように受け取られることがないよう、十分にご注意ください。

問4 調査にあたってのお願い

次のうち、調査日の調整について正しいものはどれですか。

- × 1. 調査依頼書の「連絡先電話」に連絡したが繋がらなかつたため、直接「被保険者電話」に連絡した。
- 2. 電話の際は、まず静岡市からの委託を受けた調査員であること及び調査の概要について説明を行った。
- × 3. 急病により対象者の状況が一時的に変化していることがわかつたが、迅速に結果を出すことが重要なので、早急に調査を行つた。

【解説】 調査日の調整

「連絡先電話」に繋がらない場合、「被保険者電話」には連絡せず、調査依頼元の区高齢介護課にご相談ください。

電話及び訪問の際は、まず静岡市からの委託を受けた調査員であること及び調査の概要について説明を行ってください。

急病等によって対象者の状況が一時的に変化している場合等は、状況が安定した後に再度調査日を設定します。

問5 調査にあたってのお願い

次のうち、調査票の作成について正しいものはどれですか。

- × 1. サービス利用欄について、立会者に確認しても住宅改修の履歴がわからなかつたので、「空欄」のままにした。
- × 2. 概況調査欄について、審査会委員が対象者をよりイメージできるよう「地名」や「商品名」、「病院名」は実際の固有名詞を記載した。
- 3. 調査票を作成した後、「基本調査に「✓」の記入漏れはないか。」「基本調査と特記事項の記載内容に矛盾がないか。」などのセルフチェックを行った。

【解説】 調査票の作成

サービス利用欄の「住宅改修」について、確認しても不明な場合は「なし」にチェックをつけてください。
固有名詞、個人の特定に繋がる可能性のある情報等(調査対象者・家族・主治医等の氏名、地名、商品名、入所・入院施設名、サービス提供事業者名等)は使用せず、普通名詞を使用してください。

問6 麻痺・拘縮

次の特記事項のうち、《麻痺なし》《拘縮あり》を選択するのはどれですか。

- × 1. 左下肢自動2/3挙上・静止可。他動で水平まで挙上可能。
- 2. 左下肢自動・他動とも2/3挙上・静止可。
- × 3. 自他動ともにわずかしか挙上できない。著しい稼働域制限ありと判断。

【解説】 麻痺拘縮の判定

- 1.「左下肢自動2/3挙上・静止可。他動で水平まで挙上可能」の場合、
《麻痺あり》《拘縮なし》を選択します。
- 3.「自他動ともにわずかしか挙上できない。著しい稼働域制限ありと判断。」の場合、
《麻痺あり》《拘縮あり》を選択します。

※詳しくは、『麻痺・拘縮の特記事項・判定の考え方について』を参照ください。

問7 麻痺・拘縮

左下肢の確認動作が、図の状況だった場合の基本調査項目の選択と、それに対応する特記事項を記載してください。

(解答例)

«麻痺あり» «拘縮あり»

座位で実施。左下肢自動1/2拳上静止可。他動で自動よりも拳上できるが、水平までは不可。

【解説】 麻痺拘縮の特記事項

自動より他動の方が拳上できる場合には、«麻痺あり»を選択します。

※詳しくは、『麻痺・拘縮の特記事項・判定の考え方について』を参照ください。

問8 特記事項のポイント

«排尿・排便»の調査時の聞き取りが、図の状況だった場合の特記事項を記載してください。

(解答例)

(5)(6)紙パンツ+パット使用。尿は10回/日、便は2日に1回、トイレで排泄。一連の行為は一人で行うが、毎回ズボンが下げきれず汚し、便の拭き残しもあることから、どちらも一部介助が必要と判断。

【解説】審査会時に分かりやすい特記の書き方例を参考に記載しています。

- a.定義上の行為の実施状況や装具の有無 →紙パンツ+パット使用。
- b.頻度(特に2群・5群の『介助の方法』の項目) →尿は10回/日、便は2日に1回、トイレで排泄。
- c.定義上の行為のうち、自立の行為と介助の行為 →一連の行為は一人で行うが、毎回ズボンが下げきれず汚し、便の拭き残しもあることから、どちらも一部介助が必要と判断。
- d.定義に入らないが記載した方がいい情報 →今回はない

適切な介助の方法を選択していることがわかります。